

NPO (特定非営利活動団体) 日本仲人ネットワーク推進協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、特定非営利活動団体日本仲人ネットワーク推進協議会という。

(事務所)

第2条

- 1、この組織の主たる事務所を大阪市北区大淀南1丁目5-1 ケイヒン梅田ビル4Fにおく。
- 2、この団体は、前項のほか、従たる事務所をおくことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

- 1、この団体は、広く一般の個人、企業に対して、成人男女の結婚を奨励し、健全な家族の創造の必要性を啓蒙する。特に日本社会で古くから美風とされる仲人による紹介結婚を見直し、現在の多様化社会に適合する社会システムを再構築することを提案していく。
- 2、結婚相談事業者の資格認定制度の創設や結婚相談事業者への社会的信用を高めるための「マル適マーク」の指定等、社会的信用の確立をはかる。
- 3、結婚を通して、少子化社会の解除に正面から取り組み、結婚と家庭の創設に積極的に関与しかつ地域社会の発展に貢献する活動を行なうことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 結婚相談事業の社会的信用のアップの推進を図る活動
- (2) 仲人(結婚相談事業者等)の教育・研修活動
- (3) 前各号に掲げる活動を団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条

1、この法人は、3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- 国内外の最新の結婚情報の収集・公開
- 結婚相談に関するセミナー開催
- 多様化社会に適合する結婚カウンセラーの養成と教育事業
- 結婚相談に関する産業界、学会、行政や諸外国との共同研究

(2) 収益事業

- 企業や団体等への結婚アドバイザー導入を支援する斡旋事業
- 結婚に関する書簿・ビデオなどの出版及び販売
- 結婚相談員の養成とマル適マーク認定にかかる事業

2、前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上に順ずる社員とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体。

(2) 登録会員 この団体の事業に賛同し本会の発信する結婚情報を継続的に希望する個人及び団体

第7条

- 1、会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2、会員として入会しようとするものは、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3、理事長は、入会を拒否するときは、速やかに本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条 会員が次の各号の - に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 会員は、次の各号の - に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別)

第13条

- 1、この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事3人以上10人以下
 - (2) 監事1人
- 2、理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任)

第14条

- 1、理事及び監事は、総会において選任する。
- 2、理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4、監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条

- 1、理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。
- 2、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3、理事は、理事会を構成し、この定款に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4、監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この団体の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、

若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条

- 1、役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3、役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事長又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の-に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上での義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条

- 1、役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2、役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3、前2項に関し必要な事項は、総会の言議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条

- 1、この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2、職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営

(1 0) その他運営事項に関する重要事項

(開催)

第 24 条

- 1、通常総会は毎年 1 回開催する。
- 2、臨時総会は、次の各号の - に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分 1 以上から会言義の目的である事項を記載した書面をもって招集の要求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条

- 1、総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2、理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3、総会を招集するときは、会言義の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条

- 1、総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2、総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条

- 1、各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2、やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3、前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4、総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録の著名人の選任に関する事項

議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の - に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条

- 1、理事会は、理事長が招集する。
- 2、理事長は、前条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条

- 1、理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2、理事会の議事は、理事会総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条

- 1、各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2、やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3、前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4、理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条

- 1、理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者及び出欠者氏名(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録の記名人の選任に関する事項
- 2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この団体の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条

- 1、前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条

- 1、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2、予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条

- 1、この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁

の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条

- 1、この団体は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2、前項第 1 号の事由によりこの団体解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3、第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定をえなければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この団体が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち総会の議決によるものとする。

(合併)

第 54 条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この団体の公告は、この法人の掲示場に掲示する。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人が成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
 - 理事長
 - 副理事長
 - 理事
 - 監事
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 18 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 18 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	個人会員	10,000 円
		一般法人会員	30,000 円
	登録会員		1,000 円
(2) 年会費	正会員	個人会員	10,000 円
		特別法人会員	185,000 円
		一般法人会員	30,000 円
	登録会員		無料

役員名簿

特定非営利活動団体
日本仲人ネットワーク推進協議会

役名	氏名	住所又は居所
理事長		
副理事長		
理事		
理事		
理事		
理事		
理事		
理事		
理事		
監事		